

令和7年度愛知県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施要領

1 研修の目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に定める「医療的ケア児」や重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスや支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を養成するため、医療的ケア等に関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施する。

2 実施主体

専門性の高い最新の知識・見識を持ち、研修を実施する能力のある法人。

3 受講対象者

県内市町村（名古屋市を除く。）から本研修受講者として推薦のあった相談支援専門員、保健師、訪問看護師等のほか、県所管施設職員等、今後地域において、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ、医療的ケア児等コーディネーターとしての役割を担う予定のある者とする。

4 研修内容

講義と演習により、①医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割を理解する。②医療的ケア児等コーディネーターとして必要な知識や技術の習得等を学ぶ。

カリキュラムは平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合事業実施要綱」の別紙2に定める内容以上のものとする。

5 研修講師

医療的ケア児等の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、職歴、資格、実務経験等に照らし適切な人材を実施主体が選定する。

6 研修日程及び会場

実施主体が別途通知する。

7 受講申込み

実施主体が別途通知する。

8 修了の認定

- (1) 全科目を履修し修了の認定を行った者に対して、別紙様式により修了証書を交付する。
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払ったうえで管理する。

(様式)

〇〇〇〇第〇〇-〇〇号

修了証書

申込市町村 / 県所管施設名

修了者氏名 様

〇〇年〇月〇日生

上記の者は令和 年度愛知県医療的ケア
見等コーディネーター養成研修を修了した
ことを証明します

令和 年 月 日

愛知県知事

印